

再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社「(仮称)唐津洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年3月5日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)唐津洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、佐賀県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：佐賀県唐津市神集島北部の海域
原動力の種類：風力(洋上)
出力：最大408,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年	3月14日
環境大臣意見受理	令和元年	5月31日
経済産業大臣意見発出	令和元年	6月7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	9月9日
住民意見の概要等受理	令和元年	11月6日
佐賀県知事意見受理	令和2年	2月3日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	3月5日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社「(仮称)唐津洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 環境騒音及び風況の現地調査に当たっては、唐津地域気象観測所の観測データも考慮したうえで、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電機の設置に伴う流向、流速及び地形の変化による水質や生物等への影響について、調査点の考え方を示した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
3. 本事業の実施により、鳥類のバードストライク及び採餌場、繁殖場等への影響が懸念される。
このため、調査手法の選定に当たっては、専門家から知見を得る等により、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 海棲哺乳類及び底生生物への影響については、十分な調査データが得られるように調査地点等について検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域の周辺には、「七ツ釜」等の海岸景観が存在していることから、航路上からの眺望景観についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域周辺の離島についても、体験施設などが存在していることから、利用状況について関係者等から情報収集に努め、調査地点の追加を検討すること。

(佐賀県知事からの意見書の写しを添付)